

【記入例（扶養追加申請）】
*被扶養者となる方が配偶者の場合

委 任 状

(代理人)

事業所所在地

事業所名稱

事業主氏

電話番号

¹⁰ See also the discussion of the concept of "cultural capital" in Bourdieu, *Distinction*.

この委任状をもって、電子媒体により以下の届書を管轄年金事務所へ提出を
仰ぎます。

- ①「健康保険被扶養者（異動）届」
 ②「国民年金第3号被保険者（資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）・資格喪失・死亡）届」

合和4年 1月 1日

郵便番号 東京都YY区YYYY1-1-

委任者氏名 三幸 大郎

委任者姓名 (第 3 款被保险者)

三幸 花子

【記入例（扶養追加申請）】
*被扶養者となる方が**配偶者**の場合

三

はこ

六九

は、源泉控除対

象配偶者，陰也。

一三〇四

生計配偶者及び扶

族親に該当す

る人がいない人も

提出する

◆給与所得 = 「1月～12月の交通費を含まない年間収入金額」 - 「給与所得控除額」

給与の収入金額(@)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(@) -550,000円=所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円=所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円=所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円=所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円=所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	(①:(@) ÷ 4 (千円未満切捨)=) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 2.4 + 100,000円=所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	(①:(@) ÷ 4 (千円未満切捨)=) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 2.8 - 80,000円=所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	(①:(@) ÷ 4 (千円未満切捨)=) = (⑤) ⇒ ②:(⑤) × 3.2 - 440,000円=所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(@) × 90% - 1,100,000円=所得金額
8,500,000円以上	(@) -1,950,000円=所得金額

◆雑所得 = 「公的年金等の収入額」 - 「公的年金等控除額」

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下				
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)			
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円	
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円	
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円	
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円	
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)			
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円	
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円	
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円	
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円	
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	

* 被扶養者となる方が**配偶者以外**の場合

【記入例（扶養追加申請）】
*被扶養者となる方が配偶者以外の場合

令和4年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書											
所轄税務署等		給与の支取者 の名前		(フリガナ)		年々のコトウ		あなたの年収		令和4年 2月 6日	
税務署長 給与法人		個人番号は記入 しないでください。				三幸 小太郎		三幸 一郎		扶養の範囲 等申告書の 記載欄	
市区町村名 の所と申します。		記入してください。 1 1 6 8 6		あなたの姓八番目				あなたの姓		扶養の範囲 等申告書の 記載欄	
東京都世田谷区仲町四丁目2番地4				あなたの姓の前 又は 原 姓		(扶保番号 454-XXXX-XXXX)		父		扶養者の 年齢	
あなたが海保控除対象配偶者、障害者に該当する時、扶助配偶者又は扶養被扶助者がなく、かつ、あなたの本身が海保の対象、ひとり親は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。											
区分等		個人番号		扶助配偶者 の年齢		扶助被扶助者 の年齢		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助月日及び事由	
源支拠 A 対象配偶者 (注1)		あなたの年齢 生年月日		扶助配偶者 の年齢		扶助被扶助者 の年齢		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助月日及び事由	
1 ヤマカウ イチロー 三幸 一郎		父 523 (11.26)		200,000 円				同上		令和4年6月1日	
B 障害者 (16歳以上) (平19.1.1以降)											
C 勤労学生 扶助配偶者 又は扶助被扶助者 (平19.1.1以降)											
D 他の所得者 扶養家族等		被扶助者 区分		扶助配偶者 の性別		扶助被扶助者 の性別		扶助を受ける他の所得者 の性別		扶助月日及び事由	
扶養者、妻、 ひとり親又は 勤労学生		一般の被扶助者 □ 人		ひとり親 □ 人		勤労学生 □ 人					
(注1) 海保扶助対象配偶者には、所得者「令和4年中の所得の実績額が900万円以下の人に限ります。」に先づいて「扶助配偶者(扶助被扶助者)として給付の支給を受けた人及び扶助被扶助者を指します。」で、令和4年中の所得の実績額が900万円以下の人に限ります。扶助配偶者(扶助被扶助者)として給付の支給を受けた人及び扶助被扶助者を指します。」で、令和4年中の所得の実績額が900万円以下の人に限ります。											
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3に基づき、給付の支払者を経由して市区町村に提出する給付所得者の扶養控除申告書の記載欄を踏襲しています。)		被扶助者 区分		扶助配偶者 の性別		扶助被扶助者 の性別		扶助を受ける他の所得者 の性別		扶助月日及び事由	
扶助配偶者 の氏名		個人番号		あなたの年齢 生年月日		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助月日及び事由	
16歳未満の 扶養家族 (平19.1.2以後生)											
扶助配偶者 の氏名		個人番号		あなたの年齢 生年月日		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助の範囲 等申告書の 記載欄		扶助月日及び事由	
1										円	
2										円	
3										円	

◆給与所得 = 「1月～12月の交通費を含まない年間収入金額」 - 「給与所得控除額」

給与の収入金額(①)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(①) -550,000円=所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円=所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円=所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円=所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円=所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②: (⑤) × 2.4 + 100,000円 = 所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②: (⑤) × 2.8 - 80,000円 = 所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (⑤) ⇒ ②: (⑤) × 3.2 - 440,000円 = 所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(③) × 90% - 1,100,000円 = 所得金額
8,500,000円以上	(④) - 1,950,000円 = 所得金額

◆雑所得 = 「公的年金等の収入額」 - 「公的年金等控除額」

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下				
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)			
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円	
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円	
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円	
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円	
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)			
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円	
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円	
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円	
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円	
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円	